第一第一項中「定期検査及び定期点検」を「定期検査等」に、「及び第六条の二第一項」を「、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第六条の二の三第一項」に、「、定期点検」を「、法第十二条第四項に規定する点検」に、「定期検査又は定期点検」、「施行規則第六条第二項又は第六条の二第一項に掲げる検査又は点検」及び「検査若しくは点検」を「定期検査等」に改め、同第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた昇降機に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第二中「第六条第三項」の下に「及び第六条の二の二第三項」を加える。

別記第一号注意①及び③、別記第二号注意①及び③、別記第三号注意①、別記第四号注意①、別記第五号注意①並びに別記第六号注意①中「別記第36号の3様式」を「別記第36号の4様式」に改める。

別記第三号注意③、別記第四号注意③、別記第五号注意③及び別記第六号注意③中「別記第36の3様式」を「別記第36号の4様式」に改める。

（遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第三条　遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項」を「第六条の二の二第二項及び第三項並びに第六条の二の三第一項」に、「第六条第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「第十二条第三項」を「第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項に規定する調査及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条第三項」に、「（以下「定期検査」という。）及び同条第四項」を「並びに法第八十八条第一項において準用する法第十二条第二項及び第四項」に、「定期点検」を「定期検査等」に改める。

題名中「方法並びに」を「方法及び」に改める。

第一第一項中「定期検査及び定期点検」を「定期検査等」に、「第六条第二項及び第六条の二第一項」を「第六条の二の二第二項及び第六条の二の三第一項」に、「「定期点検」を「、法第十二条第一項において準用する法第十二条第二項及び第四項に規定する点検」に、「施行規則第六条第二項又は第六条の二第一項に掲げる検査又は点検」及び「検査若しくは点検」を「定期検査等」に改め、同第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた遊戯施設に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第二中「第六条第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

別記注意①及び③中「別記第36号の3の3様式」を「別記第36号の10様式」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

官庁報告

官庁事項

交通安全基本計画を平成二十八年三月十一日に作成したので、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第四項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十五日

中央交通安全対策会議

交通安全基本計画要旨

第１　まえがき

計画期間は、平成28年度から32年度までの５年間とする。

第２　計画の基本理念

【交通事故のない社会を目指して】

○　真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、国民全ての願いである安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要である。

○　人命尊重の理念に基づき、交通事故被害者の存在に思いを致し、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。

【人優先の交通安全思想】

○　高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を一層確保する「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していくべきである。

【先端技術の積極的活用】

○　全ての交通分野において、更なる交通事故の抑止を図り、交通事故のない社会を実現するためには、あらゆる知見を動員して、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進するとともに、新たな技術の研究開発にも積極的に取り組んでいく必要がある。

１．交通社会を構成する三要素

○　「道路交通」「鉄道交通」「踏切道における交通」「海上交通」「航空交通」ごとに計画期間内に達成すべき目標を設定するとともに、その実現を図るため、交通社会を構成する「人間」・「交通機関」・「交通環境」の三つの要素について施策を策定し、国民の理解と協力の下、強力に推進する。

２．情報通信技術（ＩＣＴ）の活用

○　情報通信技術（ＩＣＴ）の活用は、人の認知や判断等の能力や活動を補い、また被害を最小限にとどめるなど、交通安全に大きく貢献することが期待できることから、高度道路交通システム（ＩＴＳ）や、船舶自動識別装置（ＡＩＳ）の活用等を積極的に進めるとともに、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化、必要な研究開発の推進を図る。

３．救助・救急活動及び被害者支援の充実

○　交通事故が発生した場合の救助・救急活動の充実を図るとともに、交通安全分野における被害者支援の一層の充実を図る。

４．参加・協働型の交通安全活動の推進

○　国民の主体的な交通安全活動を積極的に促進するため、施策の計画段階から国民が参加できる仕組みづくり、国民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

５．効果的・効率的な対策の実施

○　厳しい財政事情を踏まえつつも、地域の交通実態に応じて、最大限の効果を挙げる対策に集中的に取り組むなど、効率的な予算執行に配慮する。

６．公共交通機関等における一層の安全の確保

○　保安監査や運輸安全マネジメント評価を充実・強化する。

○　さらに、事業者は、多くの利用者を安全に目的地に運ぶ重要な機能を担っていることに鑑み、運転者等の健康管理を含む安全対策に一層取り組む必要がある。

○　また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、公共交通機関等へのテロや犯罪等の危害行為により交通の安全が脅かされることのないよう、政府のテロ対策とあいまって公共交通機関等の安全を確保していくものとする。